

お忘れではないですか？ 自動車は3月31日までに運輸支局へ登録を！

自動車税は、毎年4月1日(午前0時現在)で運輸支局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が5月31日までに納めることになっています。自動車を譲ったり廃車したりした場合は、必ず運輸支局で登録手続きをしましょう。

自動車税トラブル防止3カ条

◆その1 抹消などの手続きは3月31日までにいきましょう！

自動車を譲渡・廃車または下取りに出した場合は、必ず3月31日までに運輸支局で手続きをしましょう。3月31日までに登録手続きが終了しないと、廃車した車に課税されたり車を手放した(譲渡した)人に課税されたりしてしまいます。

◆その2 転居したら車検証の住所変更をしましょう！

住民票を異動しても車検証の住所は変わりません。転居した場合は運輸支局に新しい住所を登録しましょう。

やむを得ず変更の手続きができないときは、県中地方振興局県税部までお問い合わせください。

◆その3 納税証明書は大切に保管しましょう！

自動車の継続検査(車検)を受ける際には納税証明書が必要です。納税証明書は自動車税を納めたときに交付される領収書についていますので、車検を受けるまで大切に保管してください。またリサイクル券も次の車検や廃車のときに必要になりますので、車検証と一緒に大切に保管してください。

※登録手続きを業者などに依頼した場合は、手続きが済んでいることを必ず確認してください。

お問い合わせ先

《自動車の登録について》

● 東北運輸局福島運輸支局 ☎050-5540-2015

● いわき自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2016

《自動車税について》

● 県中地方振興局県税部課税第二課 ☎024-935-1261

町税等納期

2/28(水)

固定資産税(4期)
国民健康保険税(8期)
後期高齢者医療保険料(7期)

※口座振替の方は、納期限前日までに口座残高の確認をお願いします。

※固定資産税と国民健康保険税はコンビニエンスストアでも納付できます。

ただし納付書1枚の金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません。

※口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度ですので、ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。